

官報号外

昭和四十一年三月十日

○第五十一回衆議院会議録 第二十五号

昭和四十一年三月十日(木曜日)

議事日程 第十二号

昭和四十一年三月十日

午後二時開議

第一 農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時十六分開議
○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

議員請假の件

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

議員山本幸一君、同大村邦夫君及び同肥田次郎君から、海外旅行のため、三月十三日から四月五日まで二十四日間、議員地崎宇三郎君から、海外旅行のため、三月二十六日から四月三十日まで三十六日間、右いずれも請假の申し出があります。

これを許可するに御異議はありませんか。

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 国土開発総販自動車道建設審議会委員の選挙

○議長(山口喜久一郎君) 国土開発総販自動車道建設審議会委員の選挙を行ないます。

○議長(山口喜久一郎君) 建設審議会委員の選挙を行ないます。

海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件
九条但書の規定により議決を求めるの件
在海外財産問題審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

件

国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

蚕糸業振興審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

内閣から、海外移住審議会委員に本院議員千葉

三郎君を、在外財産問題審議会委員に本院議員中

野四郎君を、国立近代美術館評議員会評議員に本

院議員稻葉修君、同松本七郎君、参議院議員林屋

龟次郎君を、蚕糸業振興審議会委員に本院議員小

川平二君、同小渕恵三君、同金丸徳重君、同坂村

吉正君、同中村英男君、同八木一郎君を任命するた

め、それぞれ国会法第三十九条但書の規定により

本院の議決を得たいとの申し出があります。右申

し出のとおりに御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○議長(山口喜久一郎君) 農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

右
国会に提出する。

昭和四十一年一月七日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律
農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭和三十六年法律第二百三号）の一部を次のよう
に改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の
一項を加える。

2 政府は、昭和四十一年度において、資金から
一般会計の歳出の財源に充てるための繰入れを
することができるものとし、同年度末における
資金の額は、十億円とする。

附 則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行す
る。

理 由

昭和四十一年度において、農業近代化助成資金
から一般会計の歳出の財源に充てるための繰入れ
をすることができるものとし、同年度末の同資金
の額を十億円とする必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

○議長（山口喜久一郎君） 委員長の報告を求めま
す。大蔵委員長（池信君）。

日本社会党を代表して平林剛委員より、今回財政
上の理由から近代化助成資金十億円を残して他を
代化助成資金の制度が設けられたときの考え方か
ら著しい後退を示したものであり、また、利子補
給等の措置で実質的な目的は達せられると言われ
るが、この制度そのものは不安定な要素を加える
に至ったとして、本案に反対の旨の意見が述べら
れました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多数
をもって原案のとおり可決となりました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

海岸法の一部を改正する法律
海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）の一部を次
のよう改訂する。

第二十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める地域に係る海岸保全区域
において施行するものに要する費用は、國がそ
の三分の二を、当該海岸管理者の属する地方公
共団体がその三分の一を負担するものとする。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行
する。

2 昭和四十一年度以前の年度の予算に係る負担金
に係る経費の金額で昭和四十一年度以降に繰り
越されたものに係る海岸保全施設の新設、改良
又は災害復旧に要する費用についての国及び海
岸管理者の属する地方公共団体の負担の割合に
ついては、改正後の海岸法第二十六条第一項た
だし書の規定にかかるらず、なお従前の例によ
る。

○議長（山口喜久一郎君） 起立多數。よって、本
案は委員長報告のとおり可決いたしました。

理 由

日程第二 海岸法の一部を改正する法律
案（内閣提出）
○議長（山口喜久一郎君） 日程第二、海岸法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

一定の地域における直轄の海岸保全施設に関す
る工事に要する費用についての国の負担率を引き
上げることにより、その工事を促進する必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（山口喜久一郎君） 委員長の報告を求めま
す。建設委員長田村元君。

海岸法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十一年一月一日

げ、所得による支給制限の緩和等を行なうことによりまして、制度の改正をはかることといたしましたものであります。

以下、改正案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、手当額の引き上げでございますが、その月額を、児童一人の場合には現行千二百円であるのを千三百円に、児童二人の場合には現行の千九百円を二千百円に、児童三人以上の場合には、現行では千九百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算することとなつてゐるのを、二千百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算することといたしたのであります。

第二に、支給制限の緩和でございますが、受給資格者本人の所得による手当の支給制限の限度額を二十二万円から二十四万円に引き上げるとともに、受給資格者の扶養義務者の所得による支給制限の基準額を七十一万六千円から八十一万八千円に引き上げ、配偶者の所得による支給制限をこれに吸収することといたしたものでございます。

最後に、実施の時期につきましては、手当額の引き上げに関する事項は昭和四十二年一月分から、支給制限の緩和に関する事項は昭和四十一年五月分から、それぞれ施行することといたしておられます。

以上が児童扶養手当法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

次に、重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

重度精神薄弱児扶養手当制度は、一昨年発足し、昨年の改正によりその内容の改善を見たところ

るであります。重度精神薄弱児扶養手当法の状態にある身体に重度の障害のある児童の現状を考慮するとき、これらの児童にも手当を支給する必要があるとき、これらの児童にも手当を支給する必要があります。

痛みを感じる次第であります。したがいまして、今回改正案は、身体に重度の障害を有する児童に

和に関する事項は同年五月分から、それぞれ施行することといたしております。

以上が重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

新たに手当を支給することとし、なお、所得による支給制限の緩和を行なうことにより、制度の改正をはかることとしたものであります。

以下、改正案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、法律の題名でございますが、今回新たに身体に重度の障害を有する児童につきましても手当を支給することといたしておきます。

○伊藤よし子君登壇

○伊藤よし子君

まして、重症心身障害児の問題でござりますが、三年前、御自分でも身障児を持たれる作家の水上勉氏が、例の「坪啓池田総理大臣殿」という公開状を発表されて、わが国のたいへんおくれております心身障害児対策の立ちおくれをきびしく批判されたのをきっかけに、あらためて国民の注目をひくようになり、今回、佐藤内閣におかれましても、この重症心身障害児対策を重点施策の一つとして、施政方針演説の中にもお取り上げになつておられるのでござりますけれども、本年一月初め、まだ松のとれない、正月の気分も抜けないとさきに、静岡県下におきまして、生まれながらの脳性麻痺のために口もきげず手足も不自由な寝たきりの十三歳の一人むすこを、父親が思い余つて絞殺し、自分も自殺をはかつたという悲劇が新聞に載りましたことは、総理も御存じのとおりだと存じます。このような破局的な事件にまで至らなくとも、重症障害児を持つために崩壊寸前の状態にある家庭は少なくないと思ひます。いまや重症心身障害児の問題は大きな社会問題ともなつております。

そこで、このような重症心身障害児は全国で一万七千余いると推定されますが、これらの重症児やその家族を救うには、当面何をおいてもその保護収容施設をふやすことが急務と考えます。ところが、現在あるのは全国でわずかに三ヵ所、収容定員も三百人余にすぎません。今回の四十一年度予算では、国立の収容所を十一ヵ所新設される御予定のようでござりますけれども、もしその全部がフルに実現いたしましても、わずかに五百二十ベッドにすぎず、一万数千人といわれる要収容児に対しても、焼け石に水にすぎません。もちろん私もこれらの重症児が一年や二年で全部

収容できるとは考えませんが、この際、年次計画でもお立てになつて、順次収容できるような対策を立てることが私は必要だと考えるのでございましょうに取り組もうとお考えになつておりますか、理由は全体としてどのように把握し、また今後どのように取り組むか存じます。

次に、法案に入りまして、今回の御改正は、従来ありました重度精神薄弱児扶養手当法を、重度の障害児にまで支給の範囲を広げるものでございまして、この点私たちももちろん異論はございませんが、問題は、その手当の支給の額でございませんが、従来の月千二百円という額があまりにも少ない上に、しかも他の手当等が今日引き上げられようとしていますのに、なぜこれだけは従来と同じ千二百円に据え置かれるのか、私には納得ができないのでござります。(拍手)激しい物価上昇のおから、これでは実質的には支給の額が下げられたと同様になると思います。この点いかにお考えになりますか、厚生大臣のお考えを伺いたいと存じます。

また、母子福祉年金等との併給も許されていないようでございますが、それでは、母子家庭などで重症心身障害児を持つている場合、何らこの手当の恩恵を受けないことになり、まことに不合理きわまりないと思います。また、この種の手当の性質上、受給制限が福祉年金と同様にきびしくされていることは、社会保障制度審議会の答申にも指摘されているところでございまして、たいへん大きな問題のあるところだと考えます。この点いかにお考えになつておりますか、あわせて厚生大臣

いま一つは、この際特に厚生大臣に伺いたいことがあります。重症心身障害児の対策としては、何よりもまず収容施設をたくさんつくることが一番大切だと思いますが、その点では、来年度十一ヵ所の国有の収容所が新設されることと少なくとも一步前進だと考えます。しかし、一月十八日の朝日新聞でございましたように、重度の身障児施設として出ておりましたように、重度の身障児施設が集まらないで、新収容児ゼロで開園されました。これでは宝の持ち駄それで、せっかくの四十一年度の予算による全国十一ヵ所の収容施設新設でも、運営の面で結局は絵にかいたもんになります。いかと関係方面をたいへん心配させているという記事が載っておりましたけれども、私も同様な心配を抱くものでございまして、せっかくつづけた施設ができましても、それが生かされて運営されるには、一にかかる人の問題であると思ひます。その中で働く職員の確保なしには、これは不可能でございます。この点、すべての福祉関係の施設にも共通の問題でござりますけれども、特に重症心身障害児の場合には、普通児ならば親でもやらないような世話をしなければなりません。このような職員の労苦に対し、それにふさわしい待遇を保障することが、何よりも私は職員確保の中心になる問題点だと思います。そして、定員をふやして、交代が十分にとれるよますけれども、大切な点だと思いますが、これでございますけれども、先ほど申し上げましたように、重症心身障害児の対策としては、何よりもまず収容施設をたくさんつくることが一番大切であります。しかし、一月十八日の朝日新聞でございましたように、重度の身障児施設として出ておりましたように、重度の身障児施設が集まらないで、新収容児ゼロで開園されました。これでは宝の持ち駄それで、せっかくの四十一年度の予算による全国十一ヵ所の収容施設新設でも、運営の面で結局は絵にかいたもんになります。いかと関係方面をたいへん心配させているという記事が載っておりましたけれども、私も同様な心配を抱くものでございまして、せっかくつづけた施設ができましても、それが生かされて運営されるには、一にかかる人の問題であると思ひます。その中で働く職員の確保なしには、これは不可能でござります。この点、すべての福祉関係の施設にも共通の問題でござりますけれども、特に重症心身障害児の場合には、普通児ならば親でもやらないような世話をしなければなりません。このような職員の労苦に対し、それにふさわしい待遇を保障することが、何よりも私は職員確保の中心になる問題点だと思います。そして、定員をふやして、交代が十分にとれるよ

の点を含めて、どのような対策をお考えになつておりますか、お伺いをしたいと存じます。

また、現在ある重症児の対策とともに、このようない不幸な心身障害児の発生を未然に防ぐ対策もぜひやらなければならぬ策だと考えます。今日、心身障害児の発生の原因はまだつまびらかではございませんが、専門家の一致した意見によれば、胎児、乳児期の母親や子供の何らかの障害によるものが多いとされております。この時期の母子の心身両面にわたる保健衛生対策こそ、重症児の出現を防ぐ重要なかぎだといわれております。

その意味で、昨年制定されました母子保健法などの充実強化とともに、医学的な立場からの重症心身障害児の発生原因を徹底的に究明する努力がされなければならないと考えてございますが、この点について厚生大臣はいかにお考えになつておりますか、お伺いしたいと思います。

なお、最近、社会問題としてもたいへん問題になつております心身障害者——児を含めての障害者のコロニーの設置の問題は、世のおがあざん方の切なる悲願でござりますが、このよくなコロニーの問題についてどのような対策がとられておりますか、これもあわせてお伺いしたいと存じます。(拍手)

次に、児童扶養手当法の一部改正について御質問申し上げたいと存しますが、この法案は、母子福祉年金が夫に死別した者に支給されるのに對して、生別の母子世帯に支給されるものでございまして、母子福祉年金が明年度からは月現在の千五百円から千七百円に引き上げられるのに対しまして、この扶養手当法のほうは、ただいま御説明がございましたように、上げられても千四百円にす

ぎません。この点、社会保障制度審議会の答申にも、母子福祉年金と同額に引き上げようとありますのに、なぜお引き上げになりませんでしたのか。生別と死別とにかくわらず、母子家庭には変わりはございません。この点はぜひ母子福祉年金とせめて同額に引き上げるべきだと考えますが、厚生大臣はどのようにお考えになつておりますか。

お伺いしたいと思います。（拍手）

官報（号外）

なお、私は、この際ついでながら文部大臣にお伺いしたいのでございますけれども、現在義務教育の対象となっている児童のうち、特殊学級を設けて教育をする必要のある児童の数は現在どれだけありますか。また、義務学校に入れる必要があると認められる児童は全体として何人ですか。ござりますか、それに対して現状はどうなつておられますか、幾つ全国に養護学校がありますか、どれだけこれらの児童に教育が与えられているか、この点お伺いしたいと存じます。

私がこれをお尋ねいたしますのは、現在全国に七十万ともいわれるようなこれらの特殊教育の対象となる児童に対し、文教行政と厚生行政の谷間にあって、どちらからも顧みられないで取り残されている児童がまだ多數にあるのではないかと考えるからでございます。この点については、文部省と厚生省との緊密なる連絡のもとに、それら対象児童が国の行政から落ちこぼれないよう格段の御努力を頼むなければならないと考えるわけでござりますが、この点については、文部、厚生両大臣から、いかにお考えになつておりますか、お伺いをしたいと存じます。

その他にも、私は、十八歳以上の重症心身障害

者の問題とか、いろいろお伺いしたい点がござい

ます。ただいまも御指摘にありましたように、本委員会であらためて御質問を申し上げることにいたしまして私の質問を終わるわけでございますが、最後に、いまや大きな社会問題化している重

症心身障害児の対策並びに物価上昇のためにあえて、こうした不幸なる人たちに対しまして力強い、あたたかい対策をお立ていただきますように、私は、全国の不幸なる子供を持たれるおがあさん

が、先ほど申しますような福祉国家建設、このた

て、こうした不幸なる人たちに対しまして力強い、あたたかい対策をお立ていただきますように、私は、全国の不幸なる子供を持たれるおがあさん

が、先ほど申しますような福祉国家建設、このた

て、こうした不幸なる人たちに対しまして力強い、あたたかい対策をお立ていただきますように、私は、全国の不幸なる子供を持たれるおがあさん

が、先ほど申しますような福祉国家建設、このた

て、こうした不幸なる人たちに対しまして力強い、あたたかい対策をお立ていただきますように、私は、全国の不幸なる子供を持たれるおがあさん

が、先ほど申しますような福祉国家建設、このた

て、こうした不幸なる人たちに対しまして力強い、あたたかい対策をお立ていただきますように、私は、全国の不幸なる子供を持たれるおがあさん

が、先ほど申しますような福祉国家建設、このた

て、こうした不幸なる人たちに対しまして力強い、あたたかい対策をお立ていただきますように、私は、全国の不幸なる子供を持たれるおがあさん

が、先ほど申しますような福祉国家建設、このた

て、こうした不幸なる人たちに対しまして力強い、あたたかい対策をお立ていただきますように、私は、全国の不幸なる子供を持たれるおがあさん

（拍手）

【内閣総理大臣佐藤榮作君登壇】

○内閣総理大臣（佐藤榮作君）お答えいたしま

す。

私からお答えするのは二点であります。

まず、その第一は、社会保障、ことに社会福祉費が全体の予算のうちに占むる割合がたいへん小さじやないか、ことに、この際積極的な大型予算を組んだんでは、どうもこれらについての配慮が足らない、かようなお話をござります。この点につきまして、私が申し上げるまでもなく、国民の生活を守り、向上させ、安心して生活ができるようになります。これが政治であると、かようにもいわれております。この意味で、いわゆる福祉国家の建設ということが呼ばれておるのであります。そういう意味から、政府は、予算編成にあたりましては、必ずこの社会保障費、これがどうな

りましたように、改訂いたしまして、從来重度精神障害児だけに支給さ

たします。（拍手）

【國務大臣鈴木善幸君登壇】

その他の点については関係大臣からお答えをい

ます。そういう意味から、政府は、予算編成にあたりましては、必ずこの社会保障費、これがどうな

りましたように、改訂いたしまして、從来重度精神障害児だけに支給さ

たします。（拍手）

【國務大臣鈴木善幸君登壇】

合におきましては、母と子の生活を保障する、こういう目的でありますので、必ずしも金額は一致すべきものとは考えておりませんが、答申の趣旨もござりますので、今後十分検討してまいりたいと考えます。

なお、次に、こういう精薄見であるとか、あるいは重症心身障害児のような気の毒な子供さんが生まれないように十分予防対策をすべきではないかという御意見は、全くそのとおりでございまして、政府におきましても、一月一日に公布されました母子保健法を中心いたしまして、母体、妊娠婦の健康の管理、あるいは栄養の確保の問題、新生児、乳幼児の心身健全化の施策を強力に進めまして、そして、妊娠中毒等によるこういう精薄見等が生まれませんように、早期に発見をし、治療を進める所存でございます。

また、コロニーの建設につきましては、国立でとりあえず一ヵ所これを設置することを計画いたしまして、コロニー懇談会を開きまして、各界の御意見を伺いました。ただいま準備を進めておるのであります。この年度内に、三月中にその候補地を決定いたしまして、明年度調査費も計上いたしておりますので、建設の準備を促進いたしました。
〔国務大臣中村梅吉君登壇〕

○國務大臣(中村梅吉君) 伊藤さんの御質問にお答え申し上げます。

第一点は、心身障害児で学齢該当の子供さんはどのくらいあるか、数及び現状はどうなつておるか、こういふ点でございます。この数の問題は、とり方でいろいろになります。たとえば、目が少し弱視である。あるいは耳が遠いという程度の子

供さん等あります。私も文部省としましては、各市町村教育委員会の協力といいますか、集計をしてもらいまして、一般小中学校の普通学校で普通の生徒と一緒に学ぶということは無理があるという程度のものを集計しておりますが、この数が大体九十六万人ぐらいに達しております。その中で、特殊学級あるいは特殊学校、養護学校等の専門のそういう機関に学んでおります者が現在約一二%でございます。銳意この範囲を拡大して、普通教室で勉強するのは無理であるというような子供さんは、できるだけ全部養護学級あるいは特殊学校に収容するようにいたしたいということが、努力を続けておる次第でございます。現状は、特殊学級が現在八千五百学級でございますが、本年度さらに一千学級の増を計画いたしております。

また、肢体不自由児の学校は、県単位に、一校は県の責任で設けてもらうように推進をいたしました。本年十六校つく、十六校残っておりますが、この十六校で、全国の各都道府県に少なくとも一校は県立の養護学校ができる。こうしたことになりました。しかし、手落ちの点もあるかもしれませんから、今後も努力をしておる次第でございます。なおかくに相なる次第でございますが、さらに、先ほど申し上げたように、現在は一二%程度でございまして、程度の高い者だけが収容されておるという状態でございますから、一般生徒児童と勉強をともにすることの不便のあるよろんな障害児は、つとめて特殊学級をふやし、あるいは特殊の養護学校をふやしまして、こういうところに収容していくようにならねば、砂糖の価格安定のため、輸入砂糖に対することの便利のあるよろんな障害児は、つとめて特殊学級をふやし、あるいは特殊の養護学校を

設立いたしまして、厚生省とも緊密に連絡をいたしまして、どうしても厚生省で受け持つてもらわなければならぬ重症児は、重症児として判定をいたしまして、現在のところ谷間はないようになります。

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終りました。

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終りました。

〔内閣提出〕、関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 次に、内閣提出、関税暫定措置法の一部を改正する法律案、関税法等の一部を改正する法律案、内閣提出、内閣提出、内閣提出、内閣提出の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する伊藤よし子君の質疑 関税暫定率法の一部を改正する法律案、及び関税法等の一部を改正する法律案

三十六課程はどの課程を新設いたしまして、高等部では学業が終わりましたら職業につけるような職業教育を並行してやっていこうという努力を実はいたしておるような次第でございます。その他員をまず増強することにもつとめたい、かように存しておる次第でございます。

なお、一点、重症児と、こういうまだ学業ができる子供さんとの間の谷間はないか、こういう御指摘でございましたが、この点につきましては、専門家の判断を受けまして、厚生省とも緊密に連絡をいたしまして、どうしても厚生省で受け持つてもらわなければならぬ重症児は、重症児として判定をいたしまして、現在のところ谷間はないようになります。

まず、関税暫定率法の一部を改正する法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約に加入するため、関税率表の全面改正を行なうこととあります。わが国はすでに昭和三十六年、この条約の品目表におおむね準拠した関税率表を採用しておりますが、今回のこの条約に正式に加入することとし、このため税表分類の整備を行なうものであります。なお、この分類の整備にあたっては、原則として税率には変更を加えないことといたしていります。なお、この分類の整備を行なうものであります。

第二には、最近における経済情勢の変化に対応して、ノリ等五品目の関税率について所要の改正を行なうほか、砂糖の価格安定のため、輸入砂糖について、その価格が騰貴した特定の場合に、所要の関税の軽減または免除を行なうことができる規定を設けることといたしていります。

第三は、輸出振興対策の一環として保税工場の利用の促進をはかるため、保税工場におけるスポット輸出の場合の振替免税制度を創設することとあります。すなわち、外国から急な引き合いがあり、輸入原料品により製造していく間に合わ

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨の説明を求めます。大蔵大臣福田赳天君。

〔国務大臣福田赳天君登壇〕

○国務大臣(福田赳天君) 関税暫定率法の一部を改正する法律案、関税暫定措置法の一部を改正する法律案、関税法等の一部を改正する法律案、及び法律案、関税法等の一部を改正する法律案につきまして、その

関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その

関税法等の一部を改正する法律案につきまして、その

関税法等の一部を改正する法律案につきまして、その

関税法等の一部を改正する法律案につきまして、その

関税法等の一部を改正する法律案につきまして、その

関税定率法の一部を改正する法律案外三案についての福田大蔵大臣の趣旨説明
三案の趣旨説明に対する武藤山治君の質疑

ない場合、課税済み原料品または国産原料品を用いて製造した製品を輸出し、六カ月以内にそれ

次に、関税法等の一部を改正する
まして、その大要を申し上げます。

したのであります。

改正する法律案外
四二四

に見合ひ原 料品を輸入したときは、その関税を免除することとしたのであります。この制度は、関税法の改正において予定している保税制度の全面的な簡素合理化措置と相まって、保税制度の利用促進と輸出の振興に寄与するものと期待されま

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、最近の経済情勢の変化に対応し、関税について、新たに申告納税制度を採用することとしたとしておりますことに伴い、関税の課税価格の規定に改めるほか、所要の規定の整備をはかることとあります。

す。の暫定税率の新設及び適用期限の延長等の改正を行ないますとともに、國税定率法別表の全面改正を行なうことと、別表の全面改正を行なうことであります。

等にかかる閑税還付等、今年度末に期限の到来する閑税の暫定免除及び還付制度について、適用期限をさらに一年延長することあります。

還付制度を新設することになります。ガス製造用
原油につきましては、すでに免税制度を実施して
おりますが、最近、中小ガス事業者を中心にガス
原料を押発油に依存するものが増加している実情
にかんがみ、このような措置をとることいたし
た次第であります。

次に、関税法等の一部を改正する法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、関税に申告納税方式を導入することとあります。最近における貿易量の伸長には著しいものがありますが、これに対処して、輸入貨物の通関の促進等をはかるため、携帯品や郵便物に対する関税等特殊なものを除き、関税について申告納税制度を新たに採用することとするのであります。その方式は、原則として、内国税における申告納税方式に準ずるものとすることいたしておるのであります。また、通關の実情に即するよう所要の調整を加えることいたしておるのであります。また、トン税及び特別トン税につきましても、この際、申告納税制度に改めることいたしております。

第二は、保税制度の全面的な簡素合理化をはかることとあります。まず、保税工場制度につきまして、抜本的な制度の簡素化、合理化を行ない、その利用の促進をはかることといたしております。保税工場制度は、輸出品についての関税負担の排除の方策として、広く各業界に利用されているのであります。今回の中止は、輸出振興に一そく寄与するものと期待されておるのであります。さらに、保税上屋及び保税倉庫についても、保税工場制度に準じ、制度の簡素合理化をはかることといたしております。

第三には、港湾造成の進展、地域開発の進捗等の状況にかかるが、苫小牧港、直江津港、田子の浦港、蒲郡港、尾鷲港、福山港、三田尻中関港、高松港及び八代港の九港を新たに開港に追加するとともに、国際航空路線の発展に伴い、名古屋空港及び奄美空港を税関空港に追加指定することと

第一は、関税に申告納税方式を導入することです。あります。最近における貿易量の伸長には著しいものがありますが、これに対処して、輸入貨物の通関の促進等をはかるため、携帯品や郵便物に対する関税等特殊なものを除き、関税について申告納税制度を新たに採用することとするのであります。その方式は、原則として、内国税における申告納税方式に準ずるものとすることいたしておるのであります。また、通関の実情に即するよう所要の調整を加えることいたしておるのであります。また、トン税及び特別トン税につきましても、この際、申告納税制度に改めることいたしております。

したのであります。

次に、関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その大要を申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました消費税法等の一部改正に伴い、輸入品に対する内国関税法等の一部改正による法律その他の関係法律について所要の改正を行なうものであります。

すなわち、関税について申告納税制度を採用することに伴い、輸入品に対する内国消費税についても申告納税制度を採用し、輸入品に対する関税及び内国消費税の賦課徴収の手続等をできる限り一元化するとともに、保税工場制度の利用の促進をはかるための規定の改正、その他関係法律について、所要の規定の整備をはかることといたして

に、国際貿易、経済外交等について政府の見解をただしたいと存じます。

今回の改正は、国際価格の高騰に対処するため、銅、水銀の関税を無税とすること、砂糖関税を弾力化し、価格の高騰の際、引き下げあるいは免税ができることとするもの、後進国対策として第一次産品の関税を引き下げるのこと、日韓条約締結に基づくノリの輸入を容易にするための関税引き下げ等々を中心とした税率の変更と、保税工場、保税上屋に貨物を出し入れする場合の手続の簡素化をはかり、さらに蔵置期間を一ヵ年から二ヵ年に延長して認めようとするものなどが改正の中心点であります。これらの法改正で具体的に輸出入にどのような変化が起こり得るのか、輸出振興のためと大蔵大臣はただいま説明をしたが、どんな

おるのであります。

関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）

出),関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出),関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)(昭和二十二年四月二十九日法律第百三十九号)は、昭和二十二年五月一日より施行する。

は國語の發達家(中國批評)の類似の母に於けるする質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明をして質疑の通告があります。これを許し

武藤山治君。

〔武藤山治君登壇〕

いたいま趣旨説明のありました國稅定率法の一部改正する法律案外二案につき質疑をいたし、よ

に、国際貿易、経済外交等について政府の見解をいたしたいと存じます。

今回の改正は、国際価格の高騰に対処するため、銅、水銀の関税を無税とすること、砂糖関税を弾力化し、価格の高騰の際、引き下げるには免稅ができることとするもの、後進国対策として第一次産品の関税を引き下げるなど、日韓条約締結に基づくノリの輸入を容易にするための関税引き下げ等々を中心とした税率の変更と、保税工場、保税上屋に貨物を出し入れする場合の手続の簡素化をはかり、さらに蔵置期間を一ヵ年から二ヵ年に延長して認めようとするものなどが改正の中心点であります。これらの法改正で具体的に輸出入にどのような変化が起り得るのか、輸出振興のためと大蔵大臣はただいま説明をしたが、どんな内容のものがどの程度輸出振興として日本に利益をもたらすのか、具体的にお示しを願いたいのであります。

第二に、銅の不足と価格の高騰から、これが対策として関税を無税とするのでありますが、なぜいまごろ措置をするのか、私は政府の今日まで措置をとり得なかつた怠慢を大いに責めなければならぬ気持ちであります。昨年臨時国会もあり、さらに十一月の通常国会もあつたにもかかわらず、今日まで銅のこの緊急な事態を避けるために、なぜもつと早く法改正の手続がとれなかつたのか、大蔵省は本案を提出するそれだけの手続が、なぜ明らかにしてもらいたいのであります。(拍手)

さらに、無税にすることにより、銅の輸入量は一体これから需要に見合うだけ入ってくるのかどうか、その見通しと従来のものとの価格差、あ

るいは価格の推移が今後どうなるであろうかと、いう見通しについても明らかにせられたいのです。

次に、銅価格は昨年の安値と比較すると二倍半の高騰を記録しております。このことは、国民生産、輸出産業、貨幣鋳造にまで悪影響を及ぼすことになっております。現在、電線メーカーは全国三百八十社、伸銅メーカーは百五十社あるといわれております。しかも、その多くは中小企業のため、原料不足と採算悪化で倒産の事態に直面しているものが多いと報じております。またことに困ったことがあります。しかも、その原因がベトナム戦争の長期化にあるとあっては、戦争の罪悪をひしひしと身に感ぜざるを得ません。すなわち、ベトナム戦争用の耗きように使用する銅消費が増大し、消費財用に不足している現状であり、一体いつこの銅不足が解消するかわからない。すなわち、ベトナム戦争が続く限り銅の不足は解消しないのではないかと心配されているのであります。

(拍手) 戦争に無関係の日本の平和産業が戦争による被害を受けている姿は痛ましいといわなければなりません。政府は、四十一年度及びそれ以降の

銅の需給をどう見積もられているか、ベトナムに

さらに、変圧器、ふろがま、ラジエーター、

テーブレコーダー、電蓄等々銅を使用している商

品が一齊に値上げされる傾向にあると伝えられております。銅不足から消費者の家庭にまで影響を与えるような今日の事態で、これらの商品の値上がりを抑えることが可能であるかどうか、可能であ

るとするならば、通産省の行政指導の計画をお聞きしたい。

さらに、銅の国内生産は需要の三〇%程度で、大部分輸入にまたなければならないのが日本の実情であります。そのために、安定的に銅を手に入れる道を講じておかなければならぬのは、ずっと昔から承知をしておるはずであります。政府

は、そのためにも、現在までに海外経済協力基金からボリビア、チリなどの銅山開発に投資をしてきたはずです。しかし、これらの海外経

協力基金の投資といふものは、一体効果があがつたのかどうか、非常に疑わしいのであります。

そこで、私は、企画庁長官にお尋ねいたしますが、

現在までに海外の銅山開発に投資した金額はどの

くらいに達するか、また、その成果は一体あつたのか、あつたとすれば、その程度はどうであったか。

さらに、私は、大蔵大臣に銅の問題でお尋ねをいたしますが、業界では、銅含有量九五%の

十円銅貨をつぶせば一万二千トンの銅が回収で

きると、恨めしそうに十円玉をつぶすことを探

案している向きも新聞は報じております。私たち

は、戦時中、軽い十銭玉を経験したことがありま

す。ベトナム戦争のために、今日の重い十円玉も

かつての軽い十銭玉のように変わらざるを得ない

のかどうか、大蔵大臣、政府貨幣の発行責任を持

つあなたたとして、業界のこういふわざに対して

どうお答えになられますか。

さらに、大蔵省の管轄でいま皇居の造営をいた

しております。膨大な銅板を屋根に必要とする。

ところが、銅がなくて皇居の造営工事は進捗をし

ないといふ実情にあるようあります。町では中

小企業の戦争に關係のない業者から、上は皇居の

造営に至るまで、銅不足で悩まされているというものが今日の姿であります。(拍手) 一体、この皇居本政府の方針を、ひとつ承りたいのであります。

さらに、最近業界が非常に心配をしておる問題

があります。オーストラリアは、わが国からの自

動車輸入に対して、関税率を大幅に引き上げよ

うのであります。しかしながら、わが国と

オーストラリアとの関係を見ますと、昭和三十

九年は三億五千万ドルのわが国の輸入超過であります。これが是正をすることは、貿易政策の上か

らも大きな問題であります。しかるに、今年二月

四日、オーストラリアは自動車関税を引き上げる

手続をガット理事会において承認を得ました。

したがって、当事国間の話し合いを開始し、原則とし

て六十日以内に交渉をまとめるということになつ

ておりますが、現在の交渉の状況はいかがでござ

いましょう。わが国の自動車産業、さらにこれに

関連する人々が非常な不安を抱いております。

私は、日本の外務省の経済外交というものは、

やや怠慢に過ぎるのではないかという印象を受け

ります。貿易は、もとより両国が均衡拡

大をしていくという原則に基づいて、互恵平等、

その趣旨に従つた貿易が行なわれなければなりま

せん。しかるに、先輩各位の御承知のとおり、南

アmericaと日本の貿易関係を見ても、輸入超過が

しかりであります。しかるに、日本製品に対し

は輸入制限を相手国はしておる。非常にきつい規

制をいたしておりまます。メキシコもオーストラリ

アも、今回の措置を見ても明らかであります。

これは日本の経済外交が、私は、少々力の入れ方が

足りぬのではないか、腰抜け外交とまでは断じな

第一次産品問題処理対策会議で結論づけられた日に、オーストラリアとわが国との貿易関係の問題があります。オーストラリアは、わが国からの自動車輸入に対して、関税率を大幅に引き上げようとしています。しかし、この問題に対する見通しありません。そこで、企画庁長官にお尋ねいたしますが、このノリが多量に輸入されることになります。今回、今回ノリの関税引き下げが行なわれ、韓国の大蔵省はこの銅の確保に対する見通しありません。そこで、企画庁長官にお尋ねいたしますが、このノリが多量に輸入されることになります。今迄の措置で国产のノリとの間に価格はどうなるのか、消費者大衆に安いノリを供給することができないのか、今後の韓国ノリの輸入見通し並びに国内産業や消費者に対する影響、利害について明瞭にせられたい。

次に、私は外務大臣にお尋ねをいたしますが、南北問題で国連貿易開発会議が設立され、工業国との援助が約束させられました。アメリカ、イギリス、フランスはほとんど国民所得の一%程度の援助を行なつております。日本も工業国家の一員として国民所得の一%程度の支出をするという約束をいたしておりますが、一体、昭和四十一年度の予算で、わが国はこれらの低開発国に対する援助を行うなつております。私たち

は、戦時中、軽い十銭玉を経験したことあります。ベトナム戦争のために、今日の重い十円玉も、かつての軽い十銭玉のように変わらざるを得ないのかどうか、大蔵大臣、政府貨幣の発行責任を持つあなたたとして、業界のこういふわざに対してもどうお答えになられますか。

第三に、昨年八月に第一次産品問題処理対策会議なるものが政府の手によって発足いたしましたが、低開発国援助に関連して、これらの国との一次産品貿易には問題が多いのであります。したがって、日本農業と競合しないような配慮をして、どういふ対策を一体立てられるか、具体的に

されども、やや今日の日本の外交姿勢といつても、私は怠慢のそりを免れないのではないかと感するのであります。

そこで、これらのオーストラリアとの関税交渉にあたって、外務省はいかなる基本的姿勢に立つか、これが解決に努力するか、外務大臣の明快なる御回答を求めたいのです。（拍手）次に、総理大臣にお尋ねいたしますが、最近の世界情勢は分権化と多極化と呼ばれているようになります。ヨーロッパ経済体制に新しい変化も激しく、複雑で、こんどんたる様相を呈しております。ことに、昨年夏以来、E E Cに発生した深刻な危機は、ヨーロッパ経済体制に新しい流動化の可能性を生じてることをあらわすものであります。そればかりでなく、アメリカとフランスの対立を中心として、世界経済の編成や動向に対しても重大な変化をもたらそうとしておるのであります。戦後自由陣営の経済発展をささえてきた支柱は、金融面のIMFと貿易面のガットという二つの国際経済機構であつたところが、最近両機構とも重大な困難に直面して、激しく動揺し、深刻な危機におちいった感が深いであります。ガットは五回にわたる一般関税交渉で関税壁の引き下げを精力的に推進してきましたが、最近、従来の国別、品目別交渉方式による関税引き下げの限界に直面し、他方、南北問題として台頭してきたいわれる、五年間に五〇%関税一括引き下げをしようといふわゆるケネディラウンドは、二ヵ年間の討議にもかかわらず、実質的には何もしまらず、完全な行き詰まり状態にあるではあります。しかも、ケネディ大統領の偉大なる構想といふべきであるが、このままでは、南北問題を解決するには到底至らぬのであります。

不隨の EEC などと評されてまいりましたが、EEC 内部の不統一と利害の微妙な対立は、単に EEC に影響を与えるだけのものではありません。すなわち、國際的影響のほうがずっと大きいのであります。ケネディラウンドが進まないのも、この EEC の態度にかかっておるということができるのであります。ケネディラウンドの成否は、わが国の利害にも深い關係を持つものであり、政府は、閣議決定で、一昨年ケネディラウンド全面支持を決定いたしております。われわれは EEC とアメリカの交渉状況に対し、無関心ではいられないのです。日本政府は、現状から見てケネディラウンドは実現するものと見るが、政府の願望ではなく、科学的、客観的見通しをお聞かせ願いたいのであります。

第二に総理にお尋ねする点は、アメリカは通商拡大法に基づき、關稅一括引き下げの権限を大統領に移譲しました。しかし、時限立法である通商拡大法は、明年六月末で失効するのであります。二方年間空費した交渉を振り返ってみますと、これから一年の間に EEC との調整が本年じゅうにつくとは思われない。アメリカは拡大法の期限を延長してまでケネディラウンドの実現に進むだろうか。それともケネディラウンドは失敗して、ケネディ政権に比べると國際的ビジョンの後退が強く感じられるジョンソン政権のものでは保護貿易主義がさらに勢いを加えると見るか。日本の将来にとって重大な関心事といわなければなりません。

總理の洞察力をもって、これらの問題をどのように認識されるか、見解のほどを承りたいのであります。

第三に総理にお尋ねするのは、昭和三十五年から四十年までの五ヵ年間の統計を見ますると、入超を続けるわが国の対米貿易といふことになります。日本は毎年四億ドル以上の輸入超過でアメリカとの貿易関係を続けてまいりました。アメリカにとつてはカナダに次ぐ取引先であり、好得意先であるのが日本であります。日本にとつては、入超に片寄った貿易をいかに是正するかといふ大きな問題があります。アメリカは、日本の輸入自由化の遂行、関税一括引き下げ、直接投資の自由化を日本政府に強く要請し続けてまいりました。しかるに、他方においては、綿製品取りきめの締結、毛製品協定の推進、ダンビング法適用強化などを行なつておるではありませんか。アメリカの態度は、まことにてまえがつてで、非合理といわなければなりません。(拍手)口で貿易自由化を唱え、他国に強く要請しながら、輸入制限が完備している國がアメリカだといつても過言ではないでしよう。わが國の自由化率は九三%であります。アメリカが日本に対する自由化率は、一体、実質幾らになるか、七一%にすぎないのであります。すなわち、アメリカは輸入制限のための諸制度が完備している國でありますから、エスケープクローズで、板ガラス、金属洋食器、安全ピン、腕時計、体温計など七品目に及ぶ制限をいたしております。加えて、日本の業者に自主的輸出規制を強要して、合板、トランジスター・ラジオ、こうもり、野球グローブ、綿製品、毛織物など二十四品目の輸入差別的制限を行なつております。最近の動きでは、自転車、鉄鋼その他の商品にまで、これらの自主規制の強化が新聞で報せられておるのであります。これでは、日米貿易は互恵平等ではない

パートナーナーなどとおだてられて喜んでおるわけにはいかないではありませんか。日本とアメリカはイギリスメリカ議会においては、ハートケ・ハーロング案が提出されており、アンチ・ダンピング規制を強化せよとの動きが強くなっています。まさにケネディラウンドに反する、国際通商拡大の理念に反する動きだと考えます。日本政府は、アメリカのこれらの輸入規制、他国強要の輸出規制に対し、真剣にこれが撤廃、縮小のために交渉を続けてきたか。アメリカに対するこれらの日本の外交姿勢について、私は外務大臣から明確なる態度をお尋ねいたしたいのです。

さらに、今後ますますアメリカは保護貿易の形が強くなると思われるが、嚴重に交渉する必要があると思うが、外務大臣の見解を承りたい。

次に、アメリカとの貿易が限度にきたと思われる現在、中国、ソ連、北朝鮮との貿易拡大は、国家利益の追求の上からも、経済の安定的発展の見地からも、重要緊急事であります。吉田書簡をめぐり、停滞ぎみに推移した昨年でも、日中貿易は六〇%の伸びで、輸出入合わせて五億ドルに近づいてまいりました。政府が隣国との交易を拡大しようと心がけるならば、中国、北朝鮮との貿易量は飛躍的に増大することは、何人も疑う余地のない事実となるであります。

通産省は、輸銀融資再開について検討中だと報ぜられております。台湾に対しては、アメリカのミラー委員会の結論などを指摘して了解工作をすることもありますが、その結果が確定するのはいつごろでありますか。台湾の了解を得る必要は毛頭ないと思うのですが、すみやか

に商業ベースの五年の延べ払い金融の道を開いてかかるべきだと思います。商社、メーカーから申請があれば輸銀融資を認めるかどうか、総理大臣並びに通産大臣の御所見を承り、以下、詳細については大蔵委員会の質問に譲ることにして、以上をもつて質問を終わらたいと思います。(拍手)

【内閣総理大臣佐藤栄作君登壇】
○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 私から二点ばかりお答えいたしまして、その他は、外務大臣、通産大臣等からお答えいたしたいと思います。

第一の問題は、いわゆるケネディラウンドは来年の六月までに終わるかどうかという見通しについてのお話であります。御承知のように、EEC内におきまして、農業基金問題に端を発し、フランスがEECから脱退する、こういうような動きが昨年あり、たいへん暗い状況であつたとお聞きます。しかしながら、ことしになりました、フランスのEECへの復帰、これがこの一月にルクセンブルグの会議で決定を見ました。さらにまた、四月には理事会等を開きました、農業のオファーもどういうようにするかというようなことを協議するといふ段取りになつております。したがいまして、本来、貿易を自由な無差別また互恵平等の立場で拡大していくこうとう、各國ともさよに考えておりますので、この原則を守るといふ各國の努力は、せひとも来年の六月までにはこの問題の解決を見たい、そういうような意気込みであること、これを皆さま方に御報告をしておきます。

第二の問題は、通商拡大法の問題であります。アメリカの問題でございますが、これもただいまの熱心な努力が続けられておる際でございま

す。また、通商拡大法の延期といふことになると、保護主義が出てくるのじゃないかといふような懸念もされますが、アメリカの関係者の話では、さような心配はない、ただいま申し上げる以上に、ケネディラウンドのほうの解決に全力を注いでおるので、通商拡大法の延期などは考えなくともいいのじやないか、かような状況のもとに今までいいのじやないか、かのような状況のもとに今日ございます。

対米貿易についての不平等性についていろいろお話をございました。私も、ケネディラウンドの互恵平等、こういうような立場で、無差別、自由な貿易拡大ということを主張しておる日本、アメリカにいたしましても、両国間の貿易を是正して、そうしてバランスのとれた貿易拡大をはかるべきこと、これは当然のことだと思ひますので、さらにもう一度、ガットの会議等を通じて、わがほうの主張を十分相手方に納得のいくように説明しておるような次第であります。今後ともこの努力を続けてまいりたいと思います。(拍手)

【国務大臣三木武夫君登壇】
○国務大臣(三木武夫君) 武藤君の私に対する質問は三点あつたと思います。

一つは、銅の問題についてでございますが、建値は、ロンドン相場四十二万円、これが市中相場では六十四、五万円になつておる。一時は八十万円になつておった。多少は落ちついておる。四十一年度の銅の需給関係については、ザンビアの不確定な要素もありますが、いろいろな場合を見込んで、相当手配しておりますから、最小必要限度の銅は四十一年度には確保できると考へております。しかしながら、この銅の問題は、なかなか需要も増加していきましようし、将来これは開発せなければいかぬ。いま現に、御承知のようにペルーのチャビーリ鉱山、これは海外鉱物資源開発会社が銅山を開発しておる。ソ連も最近に、バイカルの北東部に銅山があつて、開発しないかといふ話があつて、これもやはり政府は乗つていただきたい。インドネシアにもそういう話がある。海外の開発も促進しなければならぬし、また一方においては、国内において、銅にかわる金属の代替品といふものの研究奨励もあるでしょう

とで、銅の問題は、将来の開発も含んで取り組まなければならぬ問題だと考えております。これに対しては、やはり海外協力基金を積極的に今後活用していく必要がある。今まで十億円くらいのもしか出していいのです。将来は積極的にこれを活用していく必要があると思います。

それから、朝鮮のノリについてでは、武藤君御指摘のように、朝鮮のノリが大量に入つてくるのは日本ノリ業者に對して非常な経済的圧迫を加えますから、これは自由化されてしまつては、武藤君御指摘のように、日本のノリ業者のこととも考えながらこれを調整いたしていくつもりでございます。非常に徹底的な打撃を与えるような輸入はしないという考え方でございます。

それから第三点は、共産圏貿易に触れられまして、中共に対する輸銀、これはいつ輸銀を使ってプラント類の輸出をするのかといふ御質問でございましたが、共産圏に對しては日本の貿易は拡大をしておる。輸出入合計で十億ドルをこえるという状態であります。日本は貿易立国といつてもいいと思うのですが、共産圏に對しても、いずれの国とも貿易を拡大していきたいというのが基本方針であります。輸銀を使ふか使わぬかといふ問題については、やはり個々のケースごとに諸般の事情を勘案して政府が自主的にきめたい。いつかといふ問題が起つてきたときに諸般の事情を勘案して政府が自主的にきめ、これ以上のことは申し上げられないであります。(拍手)

【国務大臣福田赳天君登壇】
○国務大臣(福田赳天君) 第一点は、今回の措置によりまして、わが国の輸出入にどういう寄与を

するであろうか、こういうことかと思うのです。

今回の措置はいろいろあります。全般が輸出に関係があるので、特にスポット貿易、保税工場制度の改正、これは輸出の増進に大いに役立つだろう、こう考えております。また、関税率の引き下げは、これは全般といたしまして、輸入を促進し、特に後進国からの輸入の促進をねらつておる。もう一つのねらいは、わが国において現に供給の不足しておる除虫菊でありますとか、工業用ナフサとか、そういうものの輸入の促進、こういうことを考えておるわけであります。ただ、金額でどういうふうに影響になるかということあります。これは申し上げることができないのであります。

第二点は、銅の関税引き下げ措置をなぜ昨年の臨時国会でやらなかつたか、こういうお話をあります。が、銅の関税率の引き下げにつきましては、国際価格を考えなければいかぬ。また、国内価格、つまり消費者の立場も考えなければならぬ。また、産業者の立場も考えなければならぬ。そういう角度から考えてみますときに、銅の値段はロンドンの建て値が基本になるわけでありまして、昨年の推移を見ますと、ロンドン建て値はかなり上がつておるのです。ただ、わが国が主として輸入いたしますザンビアの銅価格、これは去年の私どろまではそう動きがない。そういうようなことで、状況の推移を見なければならぬといふことから、昨年の臨時国会ではお願いをいたしました。さようなことを考えますときには、国内の消費者、つまり銅の安定ということに寄与

するという必要も考えられますので、今回税率の引き下げを行なう、かようにいたした次第であります。

なお、この需給が非常に逼迫するじゃないか、そういうための一助として銅貨を回収したらいだじゃないか、こういうお話をございます。今日十円銅貨が三百八十億円流通いたしておるわけです。これを全部回収いたしまして鋳つぶしますと、一万六千トンに相当いたします。ところが、わが国の銅の需要は七十万トンから八十万トンあります。この需要に対しまして一万六千トンを回収する。しかも、その回収にはずいぶん手間がかかります。かりに半分が回収されるといたしまして、わずかに1%ということです。一方におきまして、通貨に対する国民感情というようなことを考えますと、いま銅の需給を理由にして通貨の回収をいたす。これは適切ではない、かように考えておる次第でございます。

それから、皇居の新宮におきまして銅が不足しておりますというお話をございますが、私はまだそういう話を聞いたことがございません。(拍手) これが、買いたくとも、一次産品の需要はあるのでありますけれども、商品としてはどうも一流ではない、そういう關係がございます。そこで、これらの問題を改善するために、あるいは輸送、保管、あるいは調整、そういう点が非常に設備が劣つておるのでありますから、そういう設備改善を経済援助によって実行いたしまして、そうして投資したかという御質問でございました。

投資しましたものは、いま通産大臣が言われましたペルーのチャビー銅鉱山へ十億一千五百万円の融資契約をいたしまして、現在二億二千九百万円の貸し付けをすでにいたしております。そのほかに探鉱調査費の融資という項目がございました。これで、これでもつていままでいたしたものは、ボリビアのカラガンガス、ギリシャのスクリーラス、チ

リのコブーチャ、チリのサンサムエル銅鉱山、こういったものがございまして、これはいずれも探鉱をしてみましたところが、起業をいたしますのに適当でない、あるいは探鉱の途中で銅量の不足その他で中止をいたしたものでございまして、この四つの既貸し付け総額が五億二千二百万円ござります。ただいま、それを二億三千百八十万円だけ回収しておりますが、回収は順調に進んでおります。

以上であります。(拍手) ○議長(山口喜久一郎君) 外務大臣から、答弁の追加をいたしたいとのことです。これを許します。外務大臣椎名悦三郎君。 [外務大臣椎名悦三郎君登壇] これから利害があつたから、ただ赤字だ黒字だということで貿易がどうのこうのと言うことは、これは狭い見方であると、こう考えます。(拍手)

○國務大臣(椎名悦三郎君) 一次産品の買い上げを低開発国に対しても、拡大すべきであるという御質問に對しまして、お答えいたします。

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

午後三時五十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 福田 趟夫君

文部大臣 中村 梅吉君

厚生大臣 鈴木 善幸君

通商産業大臣 三木 武夫君

建設大臣 潤戸山三男君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

らしてまいりたいと思います。

しかし、貿易上の利益は、貿易の黒字があつたういうものがございまして、これはいずれも探鉱をしてみましたところが、起業をいたしますのに適当でない、あるいは探鉱の途中で銅量の不足その他で中止をいたしたものでございまして、この四つの既貸し付け総額が五億二千二百万円ござります。ただいま、それを二億三千百八十万円だけ回収しておりますが、回収は順調に進んでおります。

おいて大幅に改善されまして、近年において初めて日本が輸出超過と相なつたのであります。今後、この傾向を持続するようにならゆる施策をこ

三 海岸保全の主務大臣は、三省に分かれ、また、海岸管理者も細分されているため、海岸行政の複雑性が行政の運営上種々の問題を生ずるおそれがある。よつて、海岸事業の円滑な推進を図るため、合理的海岸管理体系を確立し、海岸行政の一元化を促進すべきこと。

右決議する。

昭和四十一年三月九日

文教委員長 八田 貞義

衆議院議長 山口嘉久一郎殿

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

- 1 弘前大学養護教諭養成所、大阪学芸大学養護教諭養成所及び熊本大学養護教諭養成所を設置すること。
- 2 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

養護教諭の養成をはかるため国立養護教諭養成所を増設することは、時宜に適するものであることを認め、本案は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度文部省所管国立学校特別会計予算に、三千八百七十九万円が計上されてい る。

右報告する。

衆議院会議録第二十四号中正誤

ペシ 段行 誤 正
四〇六 四三 答申案 答申等

昭和四十一年三月十日 衆議院會議錄第二十五号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
良質紙は三十円
(配送料共)

発行所

大 藏 省 印 刷 局

東京都港区赤坂葵町二番地

電話 東京 五八二 四四二一(大代)